

# 鴨川市教育振興計画

## 【概要版】

(第2期 平成28～32年度)

《教育振興の基本方針》

ともに学び未来を育む教育文化のまち

～一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育～

平成28年3月  
鴨川市教育委員会

# 教育振興の体系図

《市の将来都市像》

《教育振興の基本方針》

《政策分野と基本目標》

活力あふれる健やか交流のまち鴨川

く みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと く

ともに学び未来を育む教育文化のまち

く 一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育 く

## I. 学校教育

0歳から15歳までの連続性のある  
学び・育ちを重視した教育の推進

## II. 生涯学習

市民一人ひとりの学びを支える  
生涯学習の振興

## III. 青少年の健全育成

子どもたちの自立を支援する  
体制整備

## IV. 文化振興

鴨川ならではの  
伝統文化・芸術の活用

## V. スポーツ・レクリエーション

生涯にわたる市民の  
スポーツ・レクリエーションの振興

## VI. 家庭と地域の教育力向上

誰もが安心して学べる  
まちづくりの推進

## 《施 策》

### I-1. 幼児教育・義務教育の充実

- (1) 学び・育ちの連続性を重視した教育の推進
- (2) 生きる力の基礎を育む幼児教育の推進
- (3) 自ら学び未来を切り拓く義務教育の推進
- (4) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を目指す特別支援教育の推進

### I-2. 学校教育環境の整備充実

- (1) 学校施設設備と教育機器の整備
- (2) ICTを活用した情報教育への対応
- (3) 教員の意識改革と指導力の向上
- (4) 信頼される学校づくりの推進
- (5) 学校給食の充実

### II-1. 多彩な学習活動の促進

- (1) 公民館事業の充実
- (2) 市内に関係施設のある大学との連携
- (3) 市民が学びやすい環境づくり
- (4) 青少年海外派遣の推進

### II-2. 社会教育関連施設の充実

- (1) 社会教育関連施設の整備

### II-3. 読書・学習環境の充実

- (1) 図書資料の整備・充実
- (2) 図書館施設の整備
- (3) 子どもの読書活動や習慣づけの推進
- (4) 生涯型読書活動の推進

### III-1. 啓発活動の推進

- (1) 青少年の健全育成に関する啓発の推進

### III-2. 青少年育成団体活動の活性化 及び地域との連携強化

- (1) 青少年育成団体の活動の活性化
- (2) 青少年育成団体と地域の連携強化

### IV-1. 文化・芸術の振興

- (1) 文化・芸術の振興

### IV-2. 文化施設の充実

- (1) 文化活動の拠点施設の整備・活用

### IV-3. 歴史・文化の保全と活用

- (1) 指定文化財保護活動の支援と適正保護の推進
- (2) 市史の編さん、史・資料調査と保存・活用
- (3) 地域の歴史・文化資源の周知と有効活用

### V-1. スポーツ環境の充実

- (1) 施設の整備

### V-2. スポーツの振興

- (1) 市民スポーツの振興
- (2) スポーツイベント等の誘致

### VI-1. 子育て家庭の育ち支援

- (1) 基本的な生活習慣と望ましい規範意識の育成
- (2) 親とともに考える教育の推進
- (3) 学校における子育て支援

### VI-2. 親が育つ環境づくり

- (1) 家庭教育の支援
- (2) 保護者活動の支援

### VI-3. 学びのセーフティネットの構築

- (1) 子どもや家庭に対する相談支援
- (2) 経済的困難者の助成・支援
- (3) 子どもの人権擁護と安全の確保

### VI-4. 安全・安心な学びの場づくり

- (1) 安全教育の推進
- (2) 安全な教育環境づくり

### I. 学校教育

#### 基本目標

#### 0歳から15歳までの連続性のある 学び・育ちを重視した教育の推進

生まれてから15歳までの鴨川市の子ども達の発達の特徴を理解し、一人ひとりの健やかな成長と豊かに生きる力を身につけることのできる一貫した教育を、鴨川市の保幼小中一貫教育として重点的に推進します。あわせて、これから生き抜く力の基礎を確立するため、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育や男女共同参画の視点にたった教育をはじめ、国際化に対応できる能力を養うグローバル教育、たくましい心身の育成、ふるさとや人を思いやる心を育む教育に重点を置いた学校教育の推進を図ります。

#### I-1. 幼児教育・義務教育の充実

- (1) 学び・育ちの連続性を重視した教育の推進
  - ① 保幼小中一貫教育の推進
- (2) 生きる力の基礎を育む幼児教育の推進
  - ① 保幼小連携の強化 ② 魅力ある学びの場がある教育の推進
  - ③ 一人ひとりの子ども達の育ちにあわせた支援の充実 ④ 保護者への支援
- (3) 自ら学び未来を切り拓く義務教育の推進
  - ① 確かな学力の育成 ② 特色ある教育の実施 ③ 発達段階に応じたキャリア教育の推進
  - ④ 豊かな心を育む教育の推進 ⑤ 体力の向上と健康の推進 ⑥ 読書活動の推進
- (4) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を目指す特別支援教育の推進
  - ① 早期からの相談（就学相談・教育相談）と切れ目のない支援体制の充実
  - ② 豊かな人間性を育む「交流及び共同学習」の推進
  - ③ 一人ひとりの発達に合わせた支援の充実
  - ④ 多様化する教育的ニーズに対応するための人材育成・指導の充実
  - ⑤ 幼稚園・小中学校への支援体制の強化 ⑥ 地域や保護者等への理解・啓発の促進

#### I-2. 学校教育環境の整備充実

- (1) 学校施設設備と教育機器の整備
  - ① 長寿命化や大規模改修への対応 ② 魅力ある学校づくりに向けた設備の拡充
  - ③ バリアフリー化の推進
- (2) ICTを活用した情報教育への対応
  - ① ICT機器の導入
- (3) 教員の意識改革と指導力の向上
  - ① 研修の充実と自主的研究活動促進
- (4) 信頼される学校づくりの推進
  - ① 学校評議員制度の実施 ② 学校規模・クラス規模の適正化 ③ 開かれた学校づくり
- (5) 学校給食の充実
  - ① 施設・設備の充実 ② 民間委託の推進 ③ 学校や家庭との連携 ④ 地産地消の推進

## Ⅱ. 生涯学習

### 基本目標 ▶ 市民一人ひとりの学びを支える生涯学習の振興

誰もがいつでも、どこでも学びたいときに学ぶことができ、その学びの成果を適切に生かせる社会が生涯学習の目指す姿です。このため、市民が家庭や地域での子どもの多様な体験学習をはじめ、生活を豊かにする学習活動・読書活動、趣味やスポーツなどに意欲的に取り組める生涯学習環境づくりを進め、自己実現を支援するとともに、地域コミュニティを育てていきます。図書館においては、多様化した市民ニーズに対応した事業展開を図るとともに、その担い手となる人材の育成に努めます。

#### Ⅱ－１. 多彩な学習活動の促進

- (1) 公民館事業の充実
  - ①市民同士がお互いに尊重しあい、教えあい、学びあう生涯学習活動の充実
- (2) 市内に関係施設のある大学との連携
  - ①大学等との連携による特色ある生涯学習プログラムの充実
- (3) 市民が学びやすい環境づくり
  - ①地域学習・ボランティア活動の支援
- (4) 青少年海外派遣の推進
  - ①国際的感覚の豊かな人間育成

#### Ⅱ－２. 社会教育関連施設の充実

- (1) 社会教育関連施設の整備
  - ①施設の計画的な改修と更新

#### Ⅱ－３. 読書・学習環境の充実

- (1) 図書資料の整備・充実
  - ①親しみやすい図書館環境づくり
  - ②資料の充実
- (2) 図書館施設の整備
  - ①施設・設備の改修
  - ②公民館図書館分室の機能強化
- (3) 子どもの読書活動や習慣づけの推進
  - ①子どもの読書活動の推進
  - ②読書習慣づけの推進
  - ③学校教育と図書館の連携による読書活動の推進
- (4) 生涯型読書活動の推進
  - ①鴨川市生涯読書推進計画に基づく読書活動推進

## Ⅲ. 青少年の健全育成

### 基本目標 ▶ 子どもたちの自立を支援する体制整備

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮して自立するとともに、地域の担い手として活躍できるように、学校、家庭、地域、関係機関等が連携しながら、子どもたちの自立を支援する仕組みづくりを推進します。あわせて青少年がさまざまな体験・交流活動、社会活動等に参加する機会を拡充するとともに、地域活動の活発化や指導者の育成に努めます。

#### Ⅲ－１. 啓発活動の推進

- (1) 青少年の健全育成に関する啓発の推進
  - ①体制の整備
  - ②学校・家庭・地域への啓発

#### Ⅲ－２. 青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化

- (1) 青少年育成団体の活動の活性化
  - ①青少年育成団体活動の充実
  - ②多様な体験活動を通じた青少年健全育成
- (2) 青少年育成団体と地域の連携強化
  - ①青少年相談員活動の充実
  - ②非行防止活動の推進

## IV. 文化振興

### 基本目標

### 鴨川ならではの伝統文化・芸術の活用

市民一人ひとりがふるさとの文化や歴史、芸術を理解し、郷土愛と誇りを持って、心豊かな生活を送ることができるよう、鴨川市の貴重な文化財の保護・保全に努め、市民の文化芸術活動を支援するとともに、多様な文化・芸術に接する機会や活動成果の発表の場の拡充を図ります。文化芸術活動の拠点となる新たな市民ギャラリーの整備、また多目的施設の活用を図るとともに、潜在的な文化資源の掘り起こしに努め、文化・芸術活動への市民の参加を促進します。

#### IV-1. 文化・芸術の振興

##### (1) 文化・芸術の振興

- ①文化団体の活動促進
- ②鑑賞機会の充実

#### IV-2. 文化施設の充実

##### (1) 文化活動の拠点施設の整備・活用

- ①市民ギャラリーの整備
- ②多目的施設の完成後の活用

#### IV-3. 歴史・文化の保全と活用

##### (1) 指定文化財保護活動の支援と適正保護の推進

- ①文化財等の実態調査
- ②文化財保護活動への支援

##### (2) 市史の編さん、史・資料調査と保存・活用

- ①市史編さんの継承
- ②史・資料の保存と活用

##### (3) 地域の歴史・文化資源の周知と有効活用

- ①地域の歴史・文化の理解促進

## V. スポーツ・レクリエーション

### 基本目標

### 生涯にわたる市民のスポーツ・レクリエーションの振興

市民一人ひとりが、生涯にわたり自分にあったスポーツを楽しみ、生活に取り入れ、心身ともに健やかに暮らせるように、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支える環境づくりを進めます。このため、総合運動施設や社会体育施設などのスポーツ・レクリエーション施設の整備を計画的に進めるとともに、市民の積極的な施設活用とスポーツイベントへの参加を促進します。また、鴨川市が有する充実した運動施設、スポーツに適した自然環境等を有効活用して、競技スポーツの普及とスポーツを通じた交流人口拡大を図るための活動を促進し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」を目指します。

#### V-1. スポーツ環境の充実

##### (1) 施設の整備

- ①スポーツ・レクリエーション施設の整備
- ②多目的施設の整備

#### V-2. スポーツの振興

##### (1) 市民スポーツの振興

- ①生涯スポーツの促進
- ②競技スポーツの促進

##### (2) スポーツイベント等の誘致

- ①各種スポーツ合宿・スポーツイベントの誘致

## VI. 家庭と地域の教育力向上

### 基本目標 ▶ 誰もが安心して学べるまちづくりの推進

核家族化や都市化の影響などにより、子どもと家庭を支える環境が変化しており、地域のつながりや支えあいの力が再認識されています。このため、教育の原点として家庭の教育力を高めるよう支援するとともに、地域住民のつながりや支えあいによる地域コミュニティの形成や、学校、家庭、地域、関係機関等との力強い連携により、誰もが安心して学ぶことができ、その取組が人づくり・地域づくりに生かせる環境づくりを進め、市民の学びを支援していきます。

#### VI-1. 子育て家庭の育ち支援

- (1) 基本的な生活習慣と望ましい規範意識の育成
  - ① 挨拶運動の奨励 ② 睡眠と早寝早起き、朝食習慣の確立
- (2) 親とともに考える教育の推進
  - ① 親の主体性を重視した学びのプログラム
- (3) 学校における子育て支援
  - ① 子どもを伸ばし自信をつけさせる家庭教育の推進 ② 家庭での教育の目標設定

#### VI-2. 親が育つ環境づくり

- (1) 家庭教育の支援
  - ① PTA活動などの促進
- (2) 保護者活動の支援
  - ① 保護者研修機会の充実 ② 家庭教育相談や家庭教育指導員の活用

#### VI-3. 学びのセーフティネットの構築

- (1) 子どもや家庭に対する相談支援
  - ① 学校内の相談体制の充実 ② 相談支援にあたる連携体制の構築
- (2) 経済的困難者の助成・支援
  - ① 経済的支援の充実 ② 障害のある子どもや家庭への支援
- (3) 子どもの人権擁護と安全の確保
  - ① 児童虐待の防止

#### VI-4. 安心・安全な学びの場づくり

- (1) 安全教育の推進
  - ① 防災教育の充実 ② 交通安全教育の充実
- (2) 安全な教育環境づくり
  - ① 通学の安全対策 ② 防犯対策

## —鴨川市教育振興計画について—

### 1. 計画策定の目的

鴨川子どもたちみんなが自分の夢を育て、その実現に向けて学校・家庭・地域・行政からさまざまな支援を受けることができるまち、市民一人ひとりが生涯を通して「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる、ともに学ぶ教育のまちづくりを目指すための基本的な方向を示す計画として、本計画を策定し推進します。

### 2. 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するもので、国及び県の教育振興基本計画との整合を踏まえて策定します。

また、市の最上位計画である「鴨川市第 2 次総合計画（第 2 次鴨川市基本構想（第 3 次、第 4 次 5 か年計画）平成 28～37 年度）」に基づき、教育委員会、学校、市民が協力して教育を推進するための総合的な計画です。学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、文化振興、スポーツ・レクリエーション、家庭と地域の教育力向上などの指針となるものであり、関連する計画や施策と整合を図りながら、策定・推進します。

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

### 4. 計画の対象

この計画は、学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、文化振興、スポーツ・レクリエーション、家庭と地域の教育力向上といった鴨川市の教育施策の基本方向を示す計画であり、計画の対象は子どもから高齢者まで全世代とします。ただし、学校教育は義務教育修了となる 15 歳までを対象とするなど、法律に基づく対象年齢や事業、ほかの関連計画等との関係に配慮します。

---

## 鴨川市教育振興計画（第 2 期 平成 28～32 年度）概要版

鴨川市教育委員会

〒299-5503

千葉県鴨川市天津 1104 番地

事務局担当 学校教育課

TEL:04-7094-0512

FAX:04-7094-0531

---